

～事件 その ①：雨の夜の事故～

<明らかな事実>

Xは、名古屋市千種区に住む男性（65歳）である。Xは、30年にわたって機械工として勤務した名古屋市内の精密機器メーカーを4年前に定年した後も、腕を買われて再雇用され、週に4日勤務していた。月収は約30万円であった。勤務日は、自宅の近くのバス停から約30分かけてバス通勤していた。

ある日、愛知県地方は、夕方から、1時間あたり約30ミリの超える激しい雨が降っていた。工場での勤務を終えたXは、いつものようにバスで帰宅し、午後6時半ごろバスを降りた。バス停からXの自宅へ向かうには、バス停のすぐそばにある交差点で道路をわたる必要があったが、Xが降車した時、歩行者用信号がちょうど点滅していたので、Xは、傘を広げながら、小走りで道路をわたろうとした。その時、交差点を左折してきたYの車と衝突した。

Yは、名古屋市に住む男性（44歳）である。Yの母親は名古屋市郊外で一人暮らしをしており、数か月前の大雨の際に母親宅の裏山で崖くずれがあったため、Yは、必要ならば自宅へ連れて帰ろうと考えて、様子を見に行くところであった。Yは、横断歩道をわたろうとするXに気がつかず、衝突してしまった。衝突の際、Yの車の速度は、時速5キロほどであった。

Xと衝突したYは、あわてて車から降りて、倒れているXに駆け寄った。Yが「大丈夫ですか？」などと声をかけたところ、Xの意識ははっきりとしているようであったが、Xは左足に痛みをうったえた。数分後、近くを歩いていたAが呼んだ救急車が到着し、Xは500メートルほど離れた救急病院で治療を受けた。Yは、Xに付き添って病院へ行き、Xの家族が到着して、担当医師から命に別状はない旨の説明を受けるまで病院にいた。

Xは、左大腿骨を骨折しており、1か月の入院を余儀なくされた。治療費・入院費は合計約100万円であった。退院後も、3か月にわたって自宅でリハビリを行なって過ごしたが、膝を深く曲げると痛みがはしるといった後遺症が残った。事故から4か月後、Xは職場に復帰したが、Xの負担などを考慮して週2日の勤務となり、月収は15万円程度に減少した。

Xは、事故の1年ほど前に骨粗しょう症と診断されており、骨量を増やすための薬などを処方されていた。医師の診断によると、今回の事故の衝撃自体はそれほど強いものではなかったため、健康な人であれば、骨折に至ることはなかったと考えられる。

（損害保険・健康保険などは存在しないものとして考えること）。

<法律への手がかり>

キーワード：不法行為、過失相殺、被害者の素因

参照条文：民法709条・722条2項、自動車損害賠償保障法3条

参考文献

吉村良一『不法行為法〔第4版〕』（有斐閣・2010年）151 - 162頁・174 - 181頁・270 - 278頁

橋本佳幸「過失相殺」内田貴＝大村敦志編『民法の争点 ジュリスト増刊《新・法律学の争点シリーズ1》』（有斐閣・2007年）290頁

窪田充見「過失相殺と身体的特徴の斟酌」中田裕康＝窪田充見編『民法判例百選Ⅱ 債権〔第7版〕』（有斐閣・2015年）204頁